訪問型サービス【現行相当サービス(独自)】

コード A2

サービス種類	現行相当サービス
サービス名称	訪問介護相当サービス
サービス種別コード	A2【訪問型サービス(独自)】

(1)基本サービスコード

1.176単位 1.176世位 1.176世位 1.176世位 1.176世位 1.176世位 1.176世位 1.	(1)基本サー	ヒスコート							
A2 1111 訪問型独自サービス11 (1) 1週当 方りの標準 的な回数を 1.176単位 1,176単位 1,176単位 2.349 ※月5週ある場合など、月5回以上提供すると、月9回以上提供すると、日本に提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供する。 日本に提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供すると、月9回以上提供する。 日本に提供すると、月9回以上提供する。 日本に提供すると、月9回以上提供する。 日本に提供する 日本に提供する 日本に提供する 日本に対しましては、日本に対しましては、日本に提供する 日本に対しましては、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に		,							算定回数の
たりの標準的な回数を 1,176単位 2,349単位 2,340単位 2,349単位 2,340単位 2,349単位 2,349単位 2,349単位 2,349単位 2,349単位 2,349単位	種類 項目	略称			項目		単位数	単位	考え方
A2 1211 訪問型独自サービス12 定める場合 イ 1週に2回程度の場合 2.349単位 ※月5週ある場合など、月13回以上提供す A2 1321 訪問型独自サービス13 2373単位 3.727単位 ※月5週ある場合など、月13回以上提供す A2 2411 訪問型独自サービス21 (2) 1月当たりの回数を定める場合とである場合である場合である場合である場合である場合である場合である場合である場合	A2 111	1 訪問型独自サービス11	たりの標準				1,176	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
度の場合 3,727単位 A2 2411 訪問型独自サービス21 (2) 1月当 たりの回数 を定める場合 (2) 前間型独自サービス22 を定める場合 (7) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 179 を	A2 121	1 訪問型独自サービス12					2,349		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2 2511 訪問型独自サービス22 たりの回数 を定める場合	A2 132	1 訪問型独自サービス13		度の場合			3,727		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2 2621 訪問型独自知中ビス23 合 ある場合 (イ) 所要時間45分以上の場合 220単位 220 A2 1411 訪問型独自短時間サービス ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位 163 A2 C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施滅算11 (1) 1週当 たりの標準的な回数を定める場合 7 1週に1回程度の場合 12単位滅算 -12 1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供するとかる場合 A2 C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施滅算12 かた回数を定める場合 23単位滅算 -23 ※月5週ある場合など、月1回以上提供するとかる場合 ※月5週ある場合など、月1回以上提供するとから場合 A2 C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施滅算21 (2) 1月当 たり回数を定める場合 第1回につきを認える程度の場合 37単位滅算 -3 1回につきを記える程度の場合 A2 C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施滅算22 (2) 1月当 たり回数を定める場合 イ 生活援助が中心である場合 3単位滅算 -2 2単位滅算 -2 ある場合など、月1回につきを記が中心である場合 A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施滅算23 (2) 1月当 たり回数を定める場合 (イ) 所要時間45分以上の場合 2単位滅算 -2 2単位滅算 -2 2単位滅算 -2 2単位滅算 -2 ある場合	A2 241	1 訪問型独自サービス21		ア 標準的な内容の指定相当記	・ 市問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2 1411 訪問型独自短時間サービス ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位 163 A2 C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 (1) 1週当 たりの標準的な回数を定める場合 7 1週に2回程度の場合 23単位減算 -23 1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する。 A2 C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 的な回数を定める場合 イ 1週に2回程度の場合 23単位減算 -23 ※月5週ある場合など、月9回以上提供する。 A2 C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 注6 皮の場合 37単位減算 -37 ※月5週ある場合など、月13回以上提供する。 A2 C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21 (2) 1月当たりの回数を定める場合を設め回数を定める場合を設める場合を設める場合を設める場合を設める場合を設める場合を定める場合を設める場合。 (2) 1月当たりの回数を定める場合を設める場合を設める場合を設める場合を設める場合を設める場合を設める場合を設める場合。 3単位減算 -3 1回につきを定める場合を設める場合を設める場合を定める場合を定める場合。 A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23 を定める場合を認める場合を認める場合を認める場合を認める場合を定める場合。 (7) 所要時間20分以上45分未満の場合を設める場合を認めまた。 2単位減算 -2 2単位減算 -2 A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23 注6 (イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2 -2	A2 251	1 訪問型独自サービス22			(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2 C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11 (1) 1週当 たりの標準 的な回数を 定める場合 ア 1週に1回程度の場合 12単位減算 -12 1月につき ※月5週ある場合など、月5回以上提供する ※月5週ある場合など、月9回以上提供する ※月5週ある場合など、月9回以上提供する である場合 A2 C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 1週に2回程度の場合 定める場合 37単位減算 -37 ※月5週ある場合など、月9回以上提供する ※月5週ある場合など、月13回以上提供する である場合 A2 C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21 (2) 1月当 たりの回数 を定める場合 ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 -3 1回につき を必める場合 A2 C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22 (2) 1月当 たりの回数 を定める場合 ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 -2 ある場合 A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23 イ 生活援助が中心である場合 (7) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 -2 2単位減算 -2	A2 262	1 訪問型独自サービス23			(イ) 所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2 C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12 たりの標準的な回数を定める場合 イ 1週に2回程度の場合 23単位減算 -23 ※月5週ある場合など、月9回以上提供するである場合など、月13回以上提供するである場合など、月13回以上提供するである場合など、月13回以上提供するである場合など、月13回以上提供するである場合をである。である場合をである場合をである場合をである場合をである場合をである場合をである場合をである場合をである場合をである場合をである。である場合をである場合をである。である場合をである場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である場合をである。である。である場合をである。である。である。である。である。である。である。である。である。である。	A2 141	1 訪問型独自短時間サービス		ウ 短時間の身体介護が中心で	である場合	163単位	163		
A2 C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13 定める場合 第1週に2回を超える程度の場合 37単位減算 -37 ※月5週ある場合など、月13回以上提供す業の場合 A2 C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21 (2) 1月当たりの回数を定める場合 ア標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 -3 1回につきを定める場合 A2 C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22 イ生活援助が中心である場合 (ア)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 -2 -2 A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23 注6 (イ)所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2 -2	A2 C21	1 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		ア 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
注6 度の場合 注6 度の場合 2 (2) 1月当	A2 C21	2 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		イ 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2 C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22 たりの回数を定定める場合 イ 生活援助が中心である場合 2単位減算 -2 A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23 (イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2	A2 C21	4 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	注6			37単位減算	-37		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2 C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23 合 ある場合 注6 (イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 -2	A2 C21	6 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ア 標準的な内容の指定相当記	片問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
注6	A2 C21	7 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2		
A2 C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 ウ 短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算 -2	A2 C21	8 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	注6		(イ)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2		
	A2 C21	9 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		ウ 短時間の身体介護が中心で	である場合	2単位減算	-2		

(日割りコード) ※月5週ある場合など、月額報酬の単位を使用した場合で、日割対象事由に該当する時に使用

	ジスコード	サービス内容		算定			合成	算定	算定回数の
種類	項目	略称			項目	項目			考え方
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	(1) 1週当	ア 1週に1回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	2211	 訪問型独自サービス12日割	たりの標準 的な回数を	イ 1週に2回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	77単位	77		
, (2	2211	助同主張ログ こハ・とロ語	定める場合	「地域にと四位及の場合	1 11 7 07 - 50 1 1 00.11	// + ¤	,,		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		ウ 1週に2回を超える程 度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	123単位	123		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	(1) 1週当たりの標準	ア 1週に1回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1		
A2	C213	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算12日割	的な回数を 定める場合	イ 1週に2回程度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	注6	ウ 1週に2回を超える程 度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1		

(2)加算・減算コード

	事業所と同一建物の利用	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建	算定 項目		合成	算定 単位	算定回数の
訪問型独自サービス同一建物減算1 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建	坝 日				来って
			物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	単位数	1月につき	考え方
訪問型独自サービス同一建物減算3	者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを	行う場合	所定単位数の 15%減算		=	
	注8	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の	90以上の場合	所定単位数の 12%減算		-	
訪問型独自サービス初回加算	(3) 初回加算			200単位加算	200		
訪問型独自サービス生活機能向上連携加算I	(4) 生活機能向	上連携加算	ア 生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	100		
訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
訪問型独自口腔連携強化加算	(5) 口腔連携強	化加算		50単位加算	50	1回につき	
訪問型独自サービス処遇改善加算 I	(6) 介護職員 等処遇改善加	ア 介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の245/1,000加算		1月につき	
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	算	イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1,000加算		_	
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1,000加算		_	
訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹ 1		才 介護職員等処遇改善加算	(ア)介護職員等処遇改善加算(V)ア	所定単位数の221/1,000加算		_	
訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2		(V)	(イ)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)イ	所定単位数の208/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹3			(ウ)介護職員等処遇改善加算(V)ウ	所定単位数の200/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			(工)介護職員等処遇改善加算(V)エ	所定単位数の187/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			(才)介護職員等処遇改善加算(V)才	所定単位数の184/1,000加算		_	
訪問型独自サービス処遇改善加算V6			(力)介護職員等処遇改善加算(V)力	所定単位数の163/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹7			(キ)介護職員等処遇改善加算(V)キ	所定単位数の163/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			(ク)介護職員等処遇改善加算(V)ク	所定単位数の158/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算▼9			(ケ)介護職員等処遇改善加算(V)ケ	所定単位数の142/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹ 10			(□)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)□	所定単位数の139/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算▼11			(サ)介護職員等処遇改善加算(V)サ	所定単位数の121/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹ 12			(シ)介護職員等処遇改善加算(V)シ	所定単位数の118/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算 ₹13			(ス)介護職員等処遇改善加算(V)ス	所定単位数の100/1,000加算			
訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			(セ)介護職員等処遇改善加算(V)セ	所定単位数の76/1,000加算			
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 訪問型独自サービス処遇改善加算 I 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11 訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	お問型独自サービス生活機能向上連携加算	お問型独自サービス処遇改善加算 1	大学学校報告の主選機が表す	方開型独自サービス処遇改善加算 1

(3)共生型サービスコード

①指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等により行われる場合

※加算は(2)加算コードを使用してください。

サービ	スコード	サービス内容			算定	合成	算定	算定回数の
種類	項目	略称			項目	単位数	単位	考え方
A2	1121	訪問型独自サービス/211	(1) 1週当 たりの標準 的な回数を	ア 1週に1回程度の場合	1,176単位 ×70%	823	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	1221	訪問型独自サービス/212	定める場合	イ 1週に2回程度の場合	2,349単位 ×70%	1,644		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	1331	訪問型独自サービス/213		ウ 1週に2回を超える程 度の場合 3,727単位	3,727単位 ×70%	2,609		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	2421	訪問型独自サービス/221	(2) 1月当たりの回数	ア 標準的な内容の指定相当記	- 抗問型サービスである場合 287単位 ×70%	201	1回につき	
A2	2521	訪問型独自サービス/222	を定める場 合	イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 ×70%	125		
A2	2631	訪問型独自サービス/223			(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位 ×70%	154		
A2	1421	訪問型独自短時間サービス/2		ウ 短時間の身体介護が中心で	である場合 163単位 ×70%	114		
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	(1) 1週当たりの標準	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算 × 70%	-8	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212	的な回数を 定める場合	イ 1週に2回程度の場合	23単位減算 × 70%	-16		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	注6	ウ 1週に2回を超える程 度の場合	37単位減算 × 70%	-26		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	C226	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/221	(2) 1月当たりの回数	ア 標準的な内容の指定相当記	- 抗問型サービスである場合 3単位減算 ×70%	-2	1回につき	
A2	C227	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/222	を定める場 合	イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 ×70%	-1		
A2		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/223	注6		(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 ×70%	-1		
A2	C229	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間/2		ウ 短時間の身体介護が中心で	である場合 2単位減算 ×70%	-1		

(日割りコード) ※月5週ある場合など、月額報酬の単位を使用した場合で、日割対象事由に該当する時に使用

(11 11)	7 1 /	※月3週のる場合なC、月銀報師の単位で使用した		多字田に欧コ f る時に区川				
	スコード	サービス内容		算定			算定	算定回数の
種類	項目	略称		項目			単位	考え方
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割	(1) 1週当	ア 1週に1回程度の場合	39単位 ×70%	27	1日につき	
			たりの標準		日割りの場合 ÷ 30.4日		L	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割	的な回数を	イ 1週に2回程度の場合	77単位 ×70%	54		
			定める場合		日割りの場合 ÷ 30.4日		L	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割		ウ 1週に2回を超える程	123単位 ×70%	86		
				度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割	(1) 1週当	ア 1週に1回程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
			たりの標準		日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割	的な回数を	イ 1週に2回程度の場合	1単位減算 × 70%	-1		
			定める場合		日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		ウ 1週に2回を超える程	1単位減算 × 70%	-1		
			注6	度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日			

②指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修課程修了者等により行われる場合・指定重度訪問介護事業所が行う場合 ※加算は(2)加算コードを使用してください。

サーヒ	・スコード	サービス内容	サービス内容		算定		合成	算定	算定回数の
種類	項目	略称		項目			単位数	単位	考え方
A2	1131	訪問型独自サービス/311	(1) 1週当たりの標準的な回数を	ア 1週に1回程度の場合	1,176単位 ×	93%	1,094	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	1231	訪問型独自サービス/312		イ 1週に2回程度の場合 2,349単位	2,349単位 ×	93%	2,185		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	1341	訪問型独自サービス/313		ウ 1週に2回を超える程 度の場合 3,727単位	3,727単位 ×	93%	3,466		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2	2431	訪問型独自サービス/321	(2) 1月当たりの回数	ア 標準的な内容の指定相当訪	5問型サービスである場合 287単位 ×	93%	267	1回につき	
A2	2531	訪問型独自サービス/322	を定める場 合	イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位 ×	93%	166		
A2	2641	訪問型独自サービス/323			(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位 ×	93%	205		
A2	1431	訪問型独自短時間サービス/3		ウ 短時間の身体介護が中心で	である場合 163単位 ×	93%	152		
A2	C231	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311	(1) 1週当たりの標準	ア 1週に1回程度の場合	12単位減算 ×	93%	-11	1月につき	※月5週ある場合など、月5回以上提供する場合に使用
A2	C232	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312	定める場合	イ 1週に2回程度の場合	23単位減算 ×		-21		※月5週ある場合など、月9回以上提供する場合に使用
A2	C234	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313	注6	ウ 1週に2回を超える程 度の場合	37単位減算 ×	93%	-34		※月5週ある場合など、月13回以上提供する場合に使用
A2		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/321	たりの回数	ア 標準的な内容の指定相当訪	3単位減算 ×	93%	-3	1回につき	
A2		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/322	を定める場 合	イ 生活援助が中心で ある場合	(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算 ×	93%	-2		
A2		訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/323	注6		(イ) 所要時間45分以上の場合 2単位減算 ×	93%	-2		
A2	C239	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算短時間/3		ウ 短時間の身体介護が中心で	である場合 2単位減算 ×	93%	-2		

(日割りコード) ※月5週ある場合など、月額報酬の単位を使用した場合で、日割対象事由に該当する時に使用

サービ	ジスコード	サービス内容			算定	合成	算定	算定回数の
種類	項目	略称			項目	単位数	単位	考え方
A2	2131	訪問型独自サービス/311日割	(1) 1週当	ア 1週に1回程度の場合	39単位 ×93%	36	1日につき	
			たりの標準		日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	2231	訪問型独自サービス/312日割	的な回数を	イ 1週に2回程度の場合	77単位 ×93%	72		
			定める場合		日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	2341	訪問型独自サービス/313日割		ウ 1週に2回を超える程	123単位 ×93%	114		
				度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	C240	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/311日割	(1) 1週当	ア 1週に1回程度の場合	1単位減算 ×93%	-1		
			たりの標準		日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	C233	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/312日割	的な回数を	イ 1週に2回程度の場合	1単位減算 ×93%	-1		
			定める場合		日割りの場合 ÷ 30.4日			
A2	C235	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/313日割		ウ 1週に2回を超える程	1単位減算 ×93%	-1		
			注6	度の場合	日割りの場合 ÷ 30.4日			